

# 高齢者出張調髪サービス事業について

## 1 事業内容

理・美容師が自宅に出張し、調髪・顔剃りをいたします。(理容は調髪・顔剃り、美容は調髪のみを行います。洗髪はおこないません。) 実施回数は年6回以内です。(2か月に1回の割合のため、申請した月によって利用可能な回数が変わります)

## 2 対象者

次のすべてに該当する方

- ①区内で在宅である
- ②65歳以上で要介護3・4・5である
- ③疾病等により、自ら理容・美容店に行くことが困難である

## 3 自己負担金 無料

## 4 申請方法

【必要書類】 高齢者出張調髪サービス申請書

※申請書は区役所3階4番窓口または長寿サポートセンターにございます。

- 【申請方法】
- ①区役所3階4番 介護保険課 在宅支援係に提出
  - ②長寿サポートセンターに提出
  - ③郵送

## 5 利用方法

- ①申請書提出後、サービスの支給が決定しますと、区から調髪券と理・美容店の名簿を送付いたします。
- ②名簿の理・美容店に連絡し、サービスを受ける日程を相談・決定してください。
- ③サービス当日、調髪券を理・美容師に渡してください。  
※調髪券1枚につき、サービスが1回利用できます。

## 6 利用の際の注意点

- ・利用できるのは調髪券の交付を受けた本人のみです。
- ・自宅での利用となります。お店や病院等では利用できません。
- ・サービスを受ける際は介助者をつけてください。
- ・身体状況等よりサービスの利用が適当でないと理・美容師が判断した場合、サービスの利用をお断りさせていただく場合がございます。
- ・原則受療券の再発行はいたしません。